

人権

人権について考える

子どもの人権

親等が幼児や児童をせっかん・虐待し、時には死に至らしめるという痛ましい事件がテレビや新聞で報道されます。

虐待は、親自身の育ち方・家庭生活でのストレスや子どもを負担に思うなどの親子関係が原因などで起こります。

近くに相談する人がいないとか、親自身が対人関係のトラブルを起こすなど、家庭が地域から孤立し潜在化している場合にも虐待が起こりやすくなります。

虐待する親の多くが、孤立して子育てで悩んでいると思います。近所で子育て中の家庭があれば「子どもは元気？」とか、子どもを叱る声がよく聞こえたら「どうしたの？」と一声かけて地域の力で子どもを守りましょう。

児童虐待

「これはしつぽだ。」「これは教育だ。」と親が思っても、子ども自身が苦痛に感じているか、子どもにとってそれが有害と考えられるならば、それは虐待になります。

国民年金だより

付加保険料の申し出がお得です

付加保険料は、国民年金保険料を納められた期間（厚生年金等の加入期間を含む）と国民年金保険料の納付を免除された期間が25年（300月）以上ある方につきましては、65歳から老齢基礎年金が支給されます。年金額を少しでも多く受給されたい方につきましては、国民年金保険料とあわせて付加保険料（月額400円）を納付されると老齢基礎年金に付加年金が加算され支給されることとなります。

付加年金の年金額＝200円×付加保険料を納付した月数

（例）付加保険料を10年間納付された場合

付加保険料の納付額＝400円×12月×10年＝48,000円

付加年金の年金額＝200円×12月×10年＝24,000円

※この場合、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。

<留意事項>

付加保険料の納付を希望される方は、申出書の提出が必要となります。

国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

納付期限（対象月の翌月末）を経過しての付加保険料は納付出来ません。

付加保険料は、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

